平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見

重 点 事 項

平成24年7月5日

全国町村会

町村の多くは農山漁村地域にあり、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら、国土や自然環境の保全、食料の供給、水源かん養等、国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、低迷を続ける経済情勢による税収の減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPPに関する議論の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

また、東日本大震災の被災地においては、災害廃棄物の処理や公共施設等の復旧、福島第一原発事故に起因する放射性物質への対応など解決すべき課題が山積している。

加えて、今後発生が想定される大規模地震、津波への対応や頻発する 台風・豪雨等災害を踏まえ、住民の安全・安心を確保するため、全国的 な防災対策の強化が急務となっている。

よって、平成25度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、 特に下記事項について十分配慮するよう強く意見を申し入れる。

記

1. 大震災からの復興と全国的な防災対策の強化に関すること

(1) 復興対策への万全な措置

地域の復興が計画的かつ着実に行えるよう、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援、農林水産業の事業再開への支援、 公共施設の復旧・復興等に万全の予算措置を講じること。

なお、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

(2) 災害廃棄物の広域処理

安全性を確証するとともに、風評被害への対応、焼却灰の最終処分場の確保、財政支援等、自治体が不安なく取り組めるよう環境を

整備すること。

(3) 原子力災害対策

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の 迅速化、除染の徹底と放射性廃棄物の処理方針の確立に努めるとと もに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。

(4) 災害対策法制の必要な見直し

大震災等を教訓に、大規模かつ広域的な災害に対応できるよう、 災害対策法制の必要な見直しをはかること。また、南海トラフで想 定される巨大地震に対応する特別措置法等を整備すること。

(5) 防災・減災対策の強化

今後発生が想定される大規模地震・津波に対し、国として取り組む防災・減災対策を明確に示し、総力を結集して取り組むこと。特に、避難場所の確保や避難道路の整備等に取り組む市町村に対する支援を強化すること。

2. 町村自治の確立に関すること

- (1) 市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。
- (2) 国と地方の役割分担の明確化と権限移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。
- (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。 また、国の出先機関改革については、拙速に進めることなく町村の 意見を反映すること。

3. 地方税財政に関すること

(1) 地方の社会保障財源の安定的確保

社会保障財源の安定的確保は地方にとって極めて重要であるので、 消費税法改正法等について今国会で真摯な議論を行い、早急に結論 を得ること。

なお、「簡素な給付措置」等低所得者対策は、国の責任において実施すること。

(2) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施できるようにするとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、一定の地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

(3) 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保

自動車取得税及び自動車重量税の抜本的見直しを検討する場合は、 両税が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、代替 財源を確実に確保すること。

(4) 地方交付税の充実強化

地方交付税の有する「財源調整機能」と「財源保障機能」を堅持し、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

また、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

(5) 一括交付金化について

政令指定都市以外の市町村分への導入は、年度間の変動や地域間

の偏在が大きいこと、総額確保の確実性等課題があること、加えて、 都道府県や政令指定都市分の執行状況や改善意見も十分踏まえる必 要があることから、「国と地方の協議の場」等において地方と十分協 議するなど、極めて慎重に検討すること。

4. 医療保険に関すること

- (1) 国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・ 統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。
- (2) 国庫負担の拡充・強化により市町村国保のさらなる財政基盤の強化をはかり、将来に亘って持続可能な制度とすること。
- (3) 市町村国保を都道府県単位に広域化し、制度運営の責任は都道府県が担うこと。

その際は、受診機会の相違等による保険料水準の格差に十分配慮すること。

(4)後期高齢者医療制度は定着しており、制度の見直しにあたっては、 地方と十分協議すること。

また、見直しは現行制度の根幹を維持し、市町村国保の都道府県単位化に繋がるものとすること。

5. 農林水産業に関すること

(1) 戸別所得補償等の財源確保と法制化

米、畑作物、林業、漁業への戸別所得補償・直接支払については、 他の農林水産予算を削減することなく財源を確保するとともに、現 場に定着した安定的な制度とするため法制化をはかること。

(2) 国益と現場の意見を踏まえた農業交渉

例外なく関税や規制を撤廃するTPPについては、農林水産業・ 農山漁村のみならず、地域経済・社会そのものの崩壊につながるた め、参加しないこと。

また、WTO、EPA等の国際貿易交渉にあたっては、農林水産業を犠牲にすることがないよう粘り強く交渉を進めること。

(3)農林水産公共予算の復元

農林水産業・農山漁村の再生と国が掲げた食料・木材自給率の目標(50%)達成に不可欠な農林水産公共予算を平成21年度水準に復元すること。